

2025 年8月
第一法規株式会社

お客様各位

『労働判例の解釈だけでは見えてこない！弁護士なら知っておくべき、「業務命令権」の行使とその限界』
内容誤りのお詫びと訂正

『労働判例の解釈だけでは見えてこない！弁護士なら知っておくべき、「業務命令権」の行使とその限界』において、内容の一部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
140頁12行目	東京地判平成23・3・17労判1027号27頁 [28173912]	東京高判平成23・12・27労判1042号15頁 [28180849]

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihoki.co.jp>
TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640